

令和3年度  
家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査  
調査の概要（速報値）

令和4年10月

環 境 省

## 目 次

1	調査の目的 .....	1
2	調査の根拠法令 .....	1
3	調査の対象と選定方法 .....	1
4	調査事項 .....	4
5	調査時期 .....	4
6	集計世帯数 .....	5
7	調査の方法 .....	5
8	集計・推計の方法 .....	5
9	結果の公表 .....	10
10	利用上の注意 .....	10
11	業務の実施機関 .....	11
12	用語の説明 .....	11

## 1 調査の目的

我が国においては、国連気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガスの排出・吸収量目録（以下「インベントリ」という。）の提出とともに、インベントリの精緻化が求められているところである。また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）においては、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととされており、家庭部門においても効果的な削減対策の実施が喫緊の課題となっている。

このような背景を踏まえ、本調査は、家庭部門の詳細なCO<sub>2</sub>排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施した。

## 3 調査の対象と選定方法

### （1）地域的範囲

全国

### （2）属性的範囲

店舗併用住宅等を除く世帯

### （3）調査世帯数

13,000（母集団数：約50,000,000）

（注）母集団は店舗等併用住宅以外の住宅に住む主世帯

### （4）選定の方法

本調査では、住民基本台帳からの無作為抽出と、インターネット調査モニターからの選定（有意抽出）の2つの方法によって調査対象世帯を選定した。

#### ア 住民基本台帳から抽出された世帯（調査員調査）

調査市区町村を定めた上で、市区町村が管理する住民基本台帳から6,500世帯（報告者は原則20歳以上）を等間隔抽出法によって選定した。

（注）等間隔抽出法は無作為抽出の手法の1つで、調査対象候補の一覧に対し、調査対象の抽出の開始点を無作為に定め、等間隔に調査対象を抽出する方法である。

イ インターネット調査モニターの世帯

民間事業者が保有するインターネット調査モニター（20歳以上）から6,500世帯を選定した。

(5) 層設定

地方10区分、都市階級3区分の30層を設定した。

地方区分については、エネルギー消費の地域特性を踏まえ、また、国勢調査や家計調査等の既存統計調査の区分を参考に10区分とした。また、インターネットモニター調査においては、調査対象世帯の都市部への偏りが懸念されるため、都市階級での層設定を行った。具体的には、都市階級別住宅に住む主世帯数（平成27年国勢調査）による比例配分を行った。

ア 地方（10区分）

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東甲信：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

イ 都市階級（3区分）

① 都道府県庁所在市（東京都は区部）及び政令指定都市

② 人口5万人以上の市

③ 人口5万人未満の市及び町村

※都市階級における市区町村の別は平成27年国勢調査による。

表1 地方別都市階級別調査世帯数（調査員調査）

地方	都市階級①	都市階級②	都市階級③	合計
北海道	220	200	140	560
東北	200	240	160	600
関東甲信	500	520	80	1,100
北陸	220	220	120	560
東海	220	360	80	660
近畿	300	380	60	740
中国	200	260	120	580
四国	220	140	180	540
九州	300	200	160	660
沖縄	120	240	140	500
全国計	2,500	2,760	1,240	6,500

表2 地方別都市階級別調査世帯数（インターネットモニター調査）

地方	都市階級①	都市階級②	都市階級③	合計
北海道	213	202	147	562
東北	190	241	163	594
関東甲信	497	517	83	1,097
北陸	219	213	116	548
東海	218	367	82	667
近畿	305	387	65	757
中国	206	265	109	580
四国	228	136	174	538
九州	292	197	163	652
沖縄	123	244	138	505
全国計	2,491	2,769	1,240	6,500

## 4 調査事項

次に掲げる事項等を調査した<sup>1</sup>。CO<sub>2</sub> 排出量については調査により得られた結果等を利用して推計した。

- ① 月別の CO<sub>2</sub> 排出量を推計するためのエネルギー使用量等について(電気、ガス、灯油、ガソリン、軽油)
- ② 太陽光発電について(月別の発電量、売電量、太陽電池の総容量)
- ③ 設備・機器について(HEMSの有無、家庭用蓄電システムの有無、家庭用コージェネレーションシステムの有無・売電契約有無)
- ④ 世帯について(世帯員、平日昼間の在宅者、世帯年収)
- ⑤ 住宅について(建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数、二重サッシ・複層ガラスの窓の有無)
- ⑥ 家電製品等について(テレビ・冷蔵庫・エアコン等の使用状況、家電製品に関する省エネ行動、使用場所ごとの照明種類、照明に関する省エネ行動)
- ⑦ 給湯について(給湯器の種類、冬と夏の入浴状況、入浴やお湯の使用に関わる省エネ行動)
- ⑧ コンロ・調理について(コンロの種類、用意する食事の数、調理に関する省エネ行動)
- ⑨ 車両について(自動車等の使用状況、燃料の種類、排気量、実燃費、使用頻度、年間走行距離、自動車に関する省エネ行動)
- ⑩ 暖房機器について(保有状況、使用状況)
- ⑪ 省エネルギー行動の実施理由

## 5 調査時期

- (1) エネルギー使用量調査票  
令和3年4月から令和4年3月までの毎月(12か月間)
- (2) 夏季調査票  
令和3年8月末時点
- (3) 冬季調査票  
令和4年2月末時点

---

<sup>1</sup> 調査票は家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出実態統計調査のウェブサイトに掲載している。  
(URL) <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateiCO2tokei.html>

## 6 集計世帯数

9,804 世帯（有効回答率 75.4%）

## 7 調査の方法

### （1）調査員調査

対象： 住民基本台帳から抽出された世帯

配布： 調査員による訪問で調査票を配布

回収： 調査員による訪問、郵送又は専用回答画面（オンライン）で調査票を回収

調査体制：環境省－民間事業者－調査対象世帯

### （2）インターネットモニター調査

対象： インターネット調査モニターの世帯

配布： インターネット経由で調査票を配信

回収： 専用回答画面（オンライン）で調査票を回収

調査体制：環境省－民間事業者－調査対象世帯

## 8 集計・推計の方法

### （1）集計対象

以下の手順で集計対象を定めた。

- ① 令和3年4月から令和4年3月の間に転居・増築・建替を行った世帯等、集計に含めることが適切でない<sup>2</sup>と判断した世帯を除外した。
- ② 電気、ガス及び灯油のエネルギー使用量等が有効<sup>2</sup>の世帯を集計対象とした。
- ③ 調査員調査、インターネットモニター調査を基に両調査を統合した集計を行った。

---

<sup>2</sup> 電気、ガス及び灯油のエネルギー使用量は、12回のエネルギー使用量調査のうち4回以上未回収のものは集計対象外とし、未回収4回未満の場合でも、データ審査により無効回答及び欠測を補完できないと判定される世帯は集計対象外とした。なお、補完処理の対象は、電気・ガスは3回以下、灯油は2回以下の無効回答及び欠測とした。また属性項目については、クロス審査等により蓋然性が低いと判断される回答を不明又は集計除外とした。

表3 地方別都市階級別集計世帯数

地方	都市階級①	都市階級②	都市階級③	合計
北海道	315	317	233	865
東北	300	380	245	925
関東甲信	735	799	127	1,661
北陸	355	317	169	841
東海	334	563	116	1,013
近畿	440	584	93	1,117
中国	318	420	170	908
四国	346	199	264	809
九州	411	308	250	969
沖縄	174	329	193	696
全国計	3,728	4,216	1,860	9,804

表4 地方別都市階級別集計世帯数の内訳（調査員調査分）

地方	都市階級①	都市階級②	都市階級③	合計
北海道	156	152	109	417
東北	147	178	116	441
関東甲信	348	368	58	774
北陸	174	162	74	410
東海	159	257	56	472
近畿	186	260	38	484
中国	151	204	85	440
四国	169	99	118	386
九州	196	152	120	468
沖縄	97	199	110	406
全国計	1,783	2,031	884	4,698

表5 地方別都市階級別集計世帯数の内訳（インターネットモニター調査分）

地方	都市階級①	都市階級②	都市階級③	合計
北海道	159	165	124	448
東北	153	202	129	484
関東甲信	387	431	69	887
北陸	181	155	95	431
東海	175	306	60	541
近畿	254	324	55	633
中国	167	216	85	468
四国	177	100	146	423
九州	215	156	130	501
沖縄	77	130	83	290
全国計	1,945	2,185	976	5,106



(2) CO<sub>2</sub>排出量を推計するための換算係数

熱量換算係数、CO<sub>2</sub>排出量算定のための排出係数は表6、表7のとおりである。本調査の電気のエネルギー消費量は二次換算（1 kWh = 3.6 MJ）である。速報値では、電気のCO<sub>2</sub>排出係数について、前年度（令和2年度）の値を適用している。

表6 熱量換算係数・CO<sub>2</sub>排出量算定のための排出係数

エネルギー種別	熱量換算係数	排出係数
電気	3.6 MJ/kWh	表7参照
都市ガス	(各供給事業者の発熱量)	13.95 t-C/TJ
LPガス	50.08 MJ/kg (比容積 0.502 m <sup>3</sup> /kg)	16.37 t-C/TJ
灯油	36.49 MJ/L	18.71 t-C/TJ
ガソリン	33.36 MJ/L	18.71 t-C/TJ
軽油	38.04 MJ/L	18.79 t-C/TJ

(出典) 資源エネルギー庁「2018年度以降総合エネルギー統計に適用する標準発熱量・炭素排出係数一覧表」2020年1月31日

資源エネルギー庁「省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領 別添資料4 都市ガス供給事業者（旧一般ガス事業者）の供給熱量一覧」2022年4月12日

日本LPガス協会「プロパン、ブタン、LPガスのCO<sub>2</sub>排出原単位に係るガイドライン」2008年12月

表7 他人から供給された電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出係数

小売電気事業者名	令和2年度 基礎排出係数 [kg-CO <sub>2</sub> /kWh]	小売電気事業者名	令和2年度 基礎排出係数 [kg-CO <sub>2</sub> /kWh]
北海道電力	0.565	中国電力	0.531
東北電力	0.476	四国電力	0.550
東京電力エナジーパートナー	0.447	九州電力	0.365
北陸電力	0.469	沖縄電力	0.737
中部電力ミライズ	0.406	その他	(各小売電気事業者の基礎排出係数)
関西電力	0.362		

(出典) 環境省・経済産業省「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－令和2年度実績－」2022年1月7日



<参考1> 1人当たり CO<sub>2</sub>排出量

1人当たりの CO<sub>2</sub>排出量は、平均の排出量を平均世帯人数で除して算出した。

なお、1人当たりの CO<sub>2</sub>排出量は統計値に基づく加工データであり、統計値とは区別する必要があるため、参考としている。

<参考2> 用途別エネルギー消費量の推計方法

以下の方法により、用途別エネルギー消費量の推計を行った。

なお、用途別の結果は、温室効果ガスの排出構造の実態把握の上で重要であるが、推計値であるため、参考としている。

ア 電気、ガス、灯油の推計方法

電気、ガス、灯油の用途別エネルギー消費量の推計を行った用途は、①暖房、②冷房、③給湯、④台所用コンロ、⑤照明・家電製品等の5用途である。なお、用途別エネルギー消費量には太陽光発電の自家消費量（発電量から売電量を除いた量）を含む。表9に各エネルギー種の用途推計方法の概要を示す。

表9 各エネルギー種の用途推計方法の概要

エネルギー種 用途	電気	ガス	灯油
①暖房	電気の月別消費量の冬季の増分を「暖房」とする。	ガスの全量から③、④を除いた残差を「暖房」とする。	灯油の全量から③を除いた残差を「暖房」とする。
②冷房	電気の月別消費量の夏季の増分を「冷房」とする。	—	—
③給湯	④を除いた後、③、⑤の推計式による按分比から「給湯」を推計する。	④を除いた後、給湯の年平均消費量となる月を設定し、その12倍を年間の「給湯」とする。	非暖房期間の灯油消費量に、地方ごとに設定した倍率を乗じた値を「給湯」とする。
④台所用コンロ	調査で得られた世帯人数より推計する。	調査で得られた調理食数より推計する。	—
⑤照明・家電製品等	電気の全量から①～④を除いた残差を「照明・家電製品等」とする。	—	—

(注) 単一用途に使用される場合は、当該用途に全量を計上する。

## イ 自動車用燃料の推計方法

自動車用燃料は、ガソリン、軽油の全量を計上している。

## ウ 推計を実施しない世帯

以下に該当する世帯等は、消費量の全量を把握できない、推計方法がない等の理由で用途別エネルギー消費量の推計を実施しない。

- ① 太陽光発電の発電量又は売電量が不明の世帯
- ② 家庭用コージェネレーションシステムを使用する世帯
- ③ 融雪機器を使用する世帯
- ④ 令和3年4月から令和4年3月の間に給湯器・給湯システム、台所用コンロのエネルギー種を変更した世帯

## 9 結果の公表

### (1) 公表の方法

速報値についてはインターネット（環境省ウェブサイト）により、確報値についてはインターネット（e-Stat 及び環境省ウェブサイト）により公表する。

### (2) 公表の期日

速報値：令和4年10月まで

確報値：令和5年3月まで

## 10 利用上の注意

- ① 数量項目（CO<sub>2</sub>排出量、エネルギー消費量、機器の使用台数等）では、特に断りのない限り、使用していない世帯を含めて算出している。
- ② 本資料の数量又は構成比の内訳を合計しても四捨五入の関係で合計値又は100%と合わない場合がある。
- ③ 電気のCO<sub>2</sub>排出係数について、速報値では前年度（令和2年度）の値を適用している。
- ④ 電気のエネルギー消費量は、二次換算（1kWh = 3.6 MJ）である。
- ⑤ 本調査結果における世帯当たりエネルギー種別CO<sub>2</sub>排出量、消費量及び支払金額においては、ガソリン、軽油を含まない。
- ⑥ 本調査では、廃棄物と水道によるCO<sub>2</sub>排出量を調査・推計対象としていない。

## 1 1 業務の実施機関

調査に係る業務のうち、調査の実査、集計等については、以下の機関に委託して実施した。

(株) インテージ、(株) インテージリサーチ、(株) 住環境計画研究所

## 1 2 用語の説明

### (1) 世帯数分布（抽出率調整）

抽出率の逆数に比例した調整係数及び世帯分布補正係数（国勢調査の結果に基づき、地方、住宅の建て方、世帯類型（単身・2人以上）別に調査世帯の属性分布の偏りを補正する係数）を集計世帯ごとに乗じて集計した世帯数のことをいい、本調査では10万分比（合計を100,000とした場合の世帯数）で表している。これにより、母集団の世帯分布を知ることができる。

### (2) 集計世帯数

実際に集計に用いた世帯数のことをいう。

### (3) 電気

電気事業者が供給する電気のことをいう。太陽光発電システムによる電気は含まない。

### (4) 都市ガス

ガス事業法における一般ガス導管事業者のガス導管網から供給されるガスのことをいう。

### (5) LP ガス

ガス事業法における一般ガス導管事業者のガス導管網から供給されるガス以外のガスのことをいう。

### (6) 建て方（戸建・集合）

戸建とは、1つの建物に1住宅であるものをいう。

集合とは、2つ以上の住戸がある住宅（共同住宅、長屋建を含む。）をいい、戸建以外の全ての住宅をいう。

### (7) 発電量

太陽光発電システムにより発電した量をいう。

(8) 売電量

太陽光発電システムにより発電した量のうち、電気事業者が買い取った量をいう。

(9) 世帯類型

世帯員の年齢及び世帯主との続柄により、表 10 のとおり区分している。

表 10 世帯類型の区分

区分	内容
単身・高齢世帯	1人の世帯員から成る世帯で、かつ世帯員の年齢が65歳以上である世帯
単身・若中年世帯	1人の世帯員から成る世帯で、かつ世帯員の年齢が65歳未満である世帯
夫婦・高齢世帯	世帯主と配偶者の2人の世帯員から成る世帯で、世帯主若しくは配偶者の年齢が65歳以上である世帯
夫婦・若中年世帯	世帯主と配偶者の2人の世帯員から成る世帯で、世帯主及び配偶者の年齢が65歳未満である世帯
夫婦と子・高齢世帯	世帯主と配偶者と1人以上の子から成る世帯で、世帯主若しくは配偶者の年齢が65歳以上である世帯
夫婦と子・若中年世帯	世帯主と配偶者と1人以上の子から成る世帯で、世帯主及び配偶者の年齢が65歳未満である世帯
三世代	世帯主との続柄が「祖父母」、「親」、「世帯主」又は「配偶者」、「子」及び「孫」のうち、三つ以上の世代が同居している世帯（それ以外の世帯員の有無を問わない。）
その他	上記区分のいずれにも当てはまらない世帯